



貝塚市での 結婚新生活を応援します

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅取得、家賃、引越費用など）の支援を行います。



事業の対象となる世帯

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①前年度の3月1日から申請年度の3月末日までに婚姻届受理
- ②婚姻時に夫婦ともに39歳以下
- ③申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録を行っている住所が、婚姻を機に新たに生活を送るための貝塚市内の住宅の所在地である
- ④夫婦の合計所得が500万円未満
- ⑤夫婦ともに市税に未納がない
- ⑥生活保護による住宅扶助等を受けていない

補助金の上限額

- ①夫婦ともに29歳以下…60万円
 - ②夫婦ともに39歳以下（上記を除く）…30万円
- ※居住誘導区域内世帯…10万円を加算

事業の対象となる費用

住宅取得費用



物件の購入費

住宅賃借費用



賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

引越費用



引越しに係る実費

リフォーム費用



修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

申込

申込期間 申請年度の4月1日から3月末日まで
※提出書類等詳しい条件は、貝塚市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら

